MEDIUS

News Release



2022年8月29日

各 位

会 社 名 メディアスホールディングス株式会社 代表者名 代 表 取 締 役 社 長 池 谷 保 彦

(コード:3154 東証プライム)

問合せ先 取締役経営管理統括本部長 芥川浩之

(TEL: 03-6811-2958 ir. m@medius. co. jp)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を 2022 年 9 月 29 日開催予定の第 13 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 70 号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が 2022 年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度されることに伴い、本制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1)変更案第 15 条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2)変更案第 15 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3)株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供規定(現行定款第 15 条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4)上記の新設・削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は次の通りです。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等インターネット開示とみ	(削除)
なし提供)	
第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株	
主総会参考書類、事業報告、計算書類	
および連結計算書類に記載または表示	
をすべき事項に係る情報を、法務省令	
に定めるところに従いインターネット	
<u>を利用する方法で開示することによ</u>	
り、株主に対して提供したものとみな	
<u>すことができる。</u>	

現行定款	変更案
(新設)	(電子提供措置等)
	第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株
	主総会参考書類等の内容である情報に
	ついて、電子提供措置をとるものとす
	<u>3.</u>
	2. 当会社は、電子提供措置をとる事項の
	うち法務省令で定めるものの全部また
	は一部について、議決権の基準日まで
	に書面交付請求した株主に対して交付
	する書面に記載しないことができる。
(新設)	附則
	1. 会社法の一部を改正する法律(令和元
	年法律第70号)附則第1条但書に定め
	る施行日(2022年9月1日。以下「施
	行日」という)から6か月以内の日を
	株主総会の日とする株主総会について
	は、変更前定款第 15 条 (株主総会参考
	書類等インターネット開示とみなし提
	供) はなお効力を有する。
	2. 本附則は、施行日から6か月を経過し
	た日または前項の株主総会の日から3
	か月を経過した日のいずれか遅い日を
	<u>もってこれを削除する。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日2022 年 9 月 29 日定款変更の効力発生日2022 年 9 月 29 日

以 上